

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文目次

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	1
○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）	2
○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）	8
○ 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（抄）	12
○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）（抄）	14
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	14
○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	20
○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	22
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	23
○ 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	23
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	24
○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）	29
○ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）	29

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第一章の二 管理経営に関する計画（第四条—第六条の四）
- 第一章の三 調査業務の委託（第六条の五—第六条の十六）
- 第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条—第八条の四）
- 第三章 分収造林（第九条—第十七条）
- 第四章 分収育林（第十七条の二—第十七条の六）
- 第五章 共用林野（第十八条—第二十四条）
- 第六章 雑則（第二十五条）
- 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条）
- 附則

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したものであるもの
  - 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）
- 2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

（分収造林契約の内容）

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 分収造林契約の目的たる国有林野（以下この章において「分収林」という。）の所在及び面積
- 二 当該契約の存続期間
- 三 植栽（人工下種を含む。以下同じ。）すべき樹種及び本数
- 四 植栽の期間及び方法
- 五 保育の方法
- 六 伐採の時期及び方法

- 七 収益分収の割合
- 八 その他必要な事項

(保護義務)

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 火災の予防及び消防
- 二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
- 三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
- 四 境界標その他の標識の保存

(分収造林契約の解除)

第十七条 農林水産大臣は、次の各号の一に該当する場合には、分収造林契約を解除することができる。ただし、造林者の責めに帰することができない場合は、この限りでない。

- 一 当該契約に定められた植栽期間の始期から一年を経過しても造林者が植栽に着手しないとき。
- 二 当該契約に定められた植栽期間が満了しても造林者が植栽を完了していないとき。
- 三 植栽を終わつた後五年を経過しても成林の見込みがないとき。
- 四 造林者が当該契約に定められた植栽、保育又は伐採の方法に従わなかつたとき。
- 五 造林者が第十三条に掲げる事項の実施を怠つたとき。
- 六 造林者が前条の規定に違反したとき。
- 七 造林者がその分収林につき罪を犯したとき。

25 (略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
  - 第二章 木材安定供給確保事業に関する計画（第四条―第二十一条）
  - 第三章 罰則（第二十二条・第二十三条）
- 附則

(目的)

第一条 この法律は、森林資源の状況からみて林業的利用の合理化を図ることが相当と認められる森林の存する地域について、木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保し、もって林業及び木材製造業等の一体的な発展に資することを目的とする。

(事業計画)

第四条 指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者又はその組織する団体（以下この条において「木材利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（第三項第二号ハの事業所又は同号ニの木材生産流通改善施設が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等又は木材利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置（以下「促進措置」という。）に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 素材生産業者若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場（政令で定めるものに限る。）を開設する者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業（促進措置を含む。以下同じ。）の内容に関する次に掲げる事項及び実施時期

イ 取引関係に関する事項

ロ 森林の所在場所、保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）とその他の森林との区別、

伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項

ハ 木材利用事業者等の事業所であつて森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

ニ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の所在地、種類及び規模

ホ 促進措置に関する計画を含める場合にあつては、当該促進措置の内容（二に掲げる事項を除く。）

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象となつていない民有林（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林並びに保安施設地区（同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海

岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該施設の配置及び構造

五 保安林の区域内において作業路網等（作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を整備するために森林法第三十四条第二項本文に規定する行為（以下「形質変更等行為」という。）をしようとする場合にあっては、当該作業路網等の配置及び構造

4 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。

三 前項第二号から第五号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあっては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件（その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項（同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第九項第一号において「指定施業要件」という。）及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。

五 地域森林計画の対象となつている民有林であつて保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあっては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

六 保安林の区域内において作業路網等を整備するために形質変更等行為をしようとする場合にあっては、その事業計画に係る形質変更等行為について、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

5 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。）の立木の伐採及び伐採後の造林を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採及び伐採後の造林をすることとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

7 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第九項第一号及び第十条において同じ。）に関する事項 当該保安林

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設の用に供される森林

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等の用に供される保安林

8 農林水産大臣は、保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第七項の同意をするものとする。

一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第四項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等を整備するための形質変更等行為が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

10 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

11 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採をすることとされている私有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあっては、第七項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければならない。

12 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者等が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

#### （計画の変更等）

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事等は、前条第一項の認定に係る事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従つて木材安定供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

#### （事業計画の認定の特例）

第六条 国が森林所有者として加わって事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第四条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該事業計画について国が都道府県知事等と協議し、その協議が成立することをもって、第四条第一項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

2 第四条第五項から第十一項までの規定は、都道府県知事等が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(伐採の届出の特例)

第七条 認定事業者が地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定事業計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた同項に規定する森林所有者等」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第五条第二項に規定する認定事業計画」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(森林経営計画の変更の特例)

第九条 森林法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下この条において「認定森林所有者等」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画（その変更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならぬ。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第四項において同じ。）に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林を対象とするものに限る。）については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第一項」と、「変更が適当である」とあるのは「変更が適当である」と、同項第二号イ中「森林生産の保続及び森林生産力の増進」とあるのは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材安定供給確保事業による同法第二条第一項の指定地域における森林の林業的利用の合理化」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定による変更の認定の請求をした森林経営計画（前項に規定するものを除く。）については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 市町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林経営計画に係る森林法第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)

第十五条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定事業計画に従つて木材生産流通改善施設を整備するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年

を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(森林組合等の事業の利用の特例)

第十六条 森林組合は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第一項、第二項及び第七項並びに第二十六条第一項に規定する事業のほか、組合員のための事業計画の作成の事業を行うことができる。

2 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けようとする森林所有者に、前項の規定による事業を利用させることができる。

第十七条 森林組合は、森林組合法第九条第八項ただし書の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第九条第二項第三号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

2 森林組合連合会は、森林組合法第一百一条第七項ただし書の規定にかかわらず、所属員（同条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下この項において同じ。）のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた森林所有者である所属員がその森林所有者である森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林（当該森林組合連合会の地区内にあるものに限る。）に係る同項の認定を受けた森林所有者に、同法第一百一条第一項第五号に掲げる事業（木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。）を利用させることができる。

(国有林野事業における配慮)

第十八条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

(資金の確保)

第十九条 国及び都道府県は、認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 都道府県知事等は、その認定に係る認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の実施状況について報告を求めることができる。



第二十二條 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同條の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

#### （信用基金の目的）

第三條 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 信用基金は、前項に規定するもののほか、農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づき、農業共済団体等が行う共済事業等に係る共済金等の支払等に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

#### （資本金）

第五條 （略）

2 5 （略）

6 政府並びに政府及び都道府県以外の者は、第二項の認可があつた場合において、信用基金に出資しようとするときは、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(出資者に対する持分の払戻し)

第七条の二 林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者(以下この条において「出資者」という。)は、主務省令で定めるところにより、信用基金に対し、その持分(林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。)の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 信用基金は、前項の規定による請求があった場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額(その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額)により、同項の規定により払戻しを請求された持分を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3 第一項の規定による請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。

一 信用基金が当該出資者(その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。)の債務を保証しているとき 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二 信用基金が当該出資者に代わってその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているとき 当該求償権に係る債務が完済された時

4 信用基金が第二項の規定による払戻しをしたときは、信用基金の資本金(林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。以下この項において同じ。)のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかったものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

(業務の範囲)

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法第十七条の規定による債務の保証を行うこと。
- 六 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 七 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第一項第二号に掲げる保証債務の

額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業保険法第二百十四条の規定により行う業務（以下「農業保険関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業保険法及び漁業災害補償法で定める。

3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。

第十三条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等（第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者である林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となつてゐる林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となつてゐる林業者等とその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの

3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

三 森林組合法第一百一条第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

五 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会

- 六 株式会社商工組合中央金庫
- 七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

(業務の委託)

- 第十四条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第六号又は第七号に掲げる者に委託することができる。
- 2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。）又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）に委託することができる。
- 3 前二項に規定する者（債権回収会社を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(区分経理)

- 第十五条 信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 一 第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）
- 二 第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下「林業信用保証業務」という。）
- 三 第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保険業務」という。）

(積立金の処分)

- 第十六条 信用基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条各号に掲げる業務の財源に充てることができる。

2・3 (略)

(長期借入金)

- 第十七条 信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

(報告及び検査)

- 第二十条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、林業・木材産業改善資金助成法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(出資者原簿)

第二十二条 (略)

- 2 出資者原簿には、第十五条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日
- 三 出資額

3 (略)

(残余財産の分配)

- 第二十三条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 (略)

○ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号) (抄)

(業務)

第四条 協会は、次の業務を行う。

一 (略)

- 二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託(沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務(以下「特定債務」という。)の保証

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等（次項において「特定中小漁業者等」という。）であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するものに対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

## 四（略）

### 2（略）

（基金）

第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

一（略）

二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（保証債務の弁済に充てるための信用基金からの借入金）

第四十三条の二 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第八号に規定する資金に係る信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るもの及び第四条第一項第二号に掲げるものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

（特定中小漁業者等に対する貸付けに必要な資金の供給の財源に充てるための信用基金からの借入金等）

第四十三条の三 協会は、独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第九号に規定する資金に係る信用基金からの借入金その他の第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源に充てることを条件として交付された金銭（当該金銭の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、金融機関への預金の方法により管理しなければならない。

2 前項の金銭は、第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び前項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）

第九十六条の十一 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十六條第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七條中「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二條第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十條第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第十八條の規定は、適用しない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（不動産等の価額）

第十条 別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）

第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権又は公共施設等運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもって債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。） （注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。	不動産の価額	千分の四
(一) 所有権の保存の登記 所有権の移転の登記	不動産の価額	千分の四
(二) 相続又は法人の合併による移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記 ロ 共有物の分割による移転の登記 ハ その他の原因による移転の登記	不動産の価額	千分の四
(三) 地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記 イ 設定又は転貸の登記 ロ 相続又は法人の合併による移転の登記 ハ 共有に係る権利の分割による移転の登記 ニ その他の原因による移転の登記	不動産の価額 不動産の価額 不動産の価額 不動産の価額 承役地の不動産の個数	千分の十 千分の二 千分の二 千分の十 一個につき千五百
(四) 地役権の設定の登記 (五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。） 、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他の権利の処分の制限の登記 (六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記 イ 相続又は法人の合併による移転の登記 ロ その他の原因による移転の登記 (七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記	債権金額、極度金額又は不動産工事費用の予算金額 債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 債権金額又は極度金額 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額	千分の四 千分の一 千分の二 千分の二 千分の二



	(八) 抵当権の順位の変更の登記		
	(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記		
	(十) 信託の登記		
	イ 所有権の信託の登記	不動産の価額	千分の四
	ロ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	債権金額又は極度金額	千分の二
	ハ その他の権利の信託の登記	不動産の価額	千分の二
	(十一) 相続財産の分離の登記		
	イ 所有権の分離の登記	不動産の価額	千分の四
	ロ 所有権以外の権利の分離の登記	不動産の価額	千分の二
	(十二) 仮登記		
	イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	ロ 所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	イ 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	ロ 共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(3) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の十
	ハ 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記		
	(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
	(2) 相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(3) 共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(4) その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の五
	ニ 信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記		
	(1) 所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(2) 先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	債権金額又は極度金額	千分の一
	ホ 相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
	(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
	ヘ その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円

<p>(㉔) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの</p> <p>イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記</p> <p>ロ 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記</p> <p>(㉕) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち、(一)から(㉔)までに掲げるもの及び土地又は建物の表示に関するものを除く。）</p> <p>(㉖) 登記の抹消（土地又は建物の表題部の登記の抹消を除く。）</p>	<p>分筆又は分割若しくは区分後の不動産の個数</p> <p>合筆又は合併後の不動産の個数</p> <p>不動産の個数</p> <p>不動産の個数</p> <p>（同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円）</p>	
<p>二 船舶の登記（船舶の信託の登記を含む。）</p> <p>(一) 所有権の保存の登記</p> <p>(二) 所有権の移転の登記</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登記</p> <p>ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転の登記</p> <p>ハ その他の原因による移転の登記</p> <p>(三) 委付の登記</p> <p>(四) 賃借権の設定、転貸又は移転の登記</p> <p>(五) 抵当権の設定、強制競売若しくは競売に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記</p> <p>(六) 抵当権の移転の登記</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登記</p> <p>ロ その他の原因による移転の登記</p> <p>(七) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記</p>	<p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額</p>	
	<p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p>	<p>千分の四</p> <p>千分の四</p> <p>千分の二十</p> <p>千分の二十八</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一・五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p>

<p>(八) 抵当権の順位の変更の登記</p> <p>(九) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記</p> <p>(十) 信託の登記</p> <p>イ 所有権の信託の登記</p> <p>ロ 抵当権の信託の登記</p> <p>ハ その他の権利の信託の登記</p> <p>(十一) 仮登記</p> <p>イ 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記</p> <p>ロ その他の仮登記</p> <p>(十二) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち(一)から(十)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(十三) 登記の抹消</p>	<p>抵当権の件数</p> <p>賃借権及び抵当権の件数</p> <p>船舶の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の価額</p> <p>船舶の隻数</p> <p>船舶の隻数</p> <p>船舶の隻数</p>	<p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の四</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一・五</p> <p>千分の四</p> <p>一隻につき二千円</p> <p>一隻につき千円</p> <p>一隻につき千円</p>
<p>三 (略)</p> <p>四 ダム使用权の登録（ダム使用权の信託の登録を含む。）</p>	<p>ダム使用权の価額</p> <p>ダム使用权の価額</p> <p>ダム使用权の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p>
<p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p>	<p>ダム使用权の価額</p> <p>ダム使用权の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額</p> <p>抵当権の件数</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p> <p>一件につき千円</p>

<p>(七) 信託の登録</p> <p>イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>債権金額又は極度金額</p> <p>ダム使用権の価額</p> <p>ダム使用権の件数</p> <p>ダム使用権の件数</p>	<p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>
<p>四の二 公共施設等運営権の登録（公共施設等運営権の信託の登録を含む。）</p> <p>(一) 設定の登録</p> <p>(二) 移転の登録</p> <p>イ 法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p> <p>ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録</p> <p>(六) 抵当権の順位の変更の登録</p> <p>(七) 信託の登録</p> <p>イ 抵当権の信託の登録</p> <p>ロ 抵当権以外の権利の信託の登録</p> <p>(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(七)までに掲げるものを除く。）</p> <p>(九) 登録の抹消</p>	<p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額</p> <p>抵当権の件数</p> <p>債権金額又は極度金額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の価額</p> <p>公共施設等運営権の件数</p>	<p>千分の一</p> <p>千分の一</p> <p>千分の五</p> <p>千分の四</p> <p>千分の一</p> <p>千分の二</p> <p>千分の二</p> <p>一件につき千円</p> <p>千分の二</p> <p>千分の一</p> <p>一件につき千円</p> <p>一件につき千円</p>

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）

（独立行政法人農林漁業信用基金の特例等）

第六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。
  - 二 第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）又は第四条第一項若しくは第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。
  - 三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者がロに掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。
  - イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの
  - ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合
  - ハ 木材卸売業者等
- 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 信用基金は、前項第一号の業務については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。
    - 一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
    - 二 公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。
    - 三 第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項
    - 四 その他農林水産省令で定める事項

第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の二第三項第一号	第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合	第十七条第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六条第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合
	同法第十七条第一号に掲げる者	林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者
第十四条第二項	第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）並びにこれらに
第十五条第二号	第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務
第十七条	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務
第二十条第一項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法
第二十八条第二号	第十二条	第十二条及び暫定措置法第六条

（都道府県の特別会計）

第八条 第六条第一項第二号の規定により信用基金から資金の貸付けを受けて同号に規定する事業を行う都道府県は、その経理を林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十三条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都

道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）

（破産管財人の権限）

- 第七十八条 破産手続開始の決定があつた場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。
- 2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。
- 一 不動産に関する物権、登記すべき日本船舶又は外国船舶の任意売却
  - 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却
  - 三 営業又は事業の譲渡
  - 四 商品の一括売却
  - 五 借財
  - 六 第二百三十八条第二項の規定による相続の放棄の承認、第二百四十三条において準用する同項の規定による包括遺贈の放棄の承認又は第二百四十四条第一項の規定による特定遺贈の放棄
  - 七 動産の任意売却
  - 八 債権又は有価証券の譲渡
  - 九 第五十三条第一項の規定による履行の請求
  - 十 訴えの提起
  - 十一 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
  - 十二 権利の放棄
  - 十三 財団債権、取戻権又は別除権の承認
  - 十四 別除権の目的である財産の受戻し
  - 十五 その他裁判所の指定する行為
- 3 前項の規定にかかわらず、同項第七号から第十四号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。
- 一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに関するとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに関するとき。
- 4 裁判所は、第二項第三号の規定により営業又は事業の譲渡につき同項の許可をする場合には、労働組合等の意見を聴かなければならない。
- 5 第二項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 6 破産管財人は、第二項各号に掲げる行為をしようとするときは、遅滞を生ずるおそれのある場合又は第三項各号に掲げる場合を除き、破産者の意見を

聴かなければならない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

附 則

（一般会計から国有林野事業債務管理特別会計への繰入れ）

第二百六条の五 第六条の規定にかかわらず、借入金金の償還金、一時借入金金の利子並びに借り換えた一時借入金金の償還金及び利子の財源に充てるため、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度の国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。以下この項において同じ。）の産物及び製品の売払い並びに国有林野の管理又は処分による収入額から、当該売払い及び管理又は処分のために要する費用の額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）の予算額に、当該年度の前年度以前の年度における繰入相当額の決算額でまだ国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該予算額から当該前年度以前の年度において当該決算額を超えて同会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入れのほか、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度において支払うべき借入金金の利子に充てるべき金額を、一般会計から国有林野事業債務管理特別会計に繰り入れるものとする。

○ 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。



○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3（略）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 5（略）

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 6（略）

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の

規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 十一 (略)

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 (略)

(森林経営計画)

第十一条 (略)

2 4 (略)

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

五 第二項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

六 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第二項第七号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に適合していること。

七 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

八 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森

6 林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。  
(略)

(森林経営計画の変更)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該森林経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」と、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 農林水産大臣

2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定（第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

一 水源のかん養

- 二 土砂の流出の防備
  - 三 土砂の崩壊の防備
  - 四 飛砂の防備
  - 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
  - 六 なだれ又は落石の危険の防止
  - 七 火災の防備
  - 八 魚つき
  - 九 航行の目標の保存
  - 十 公衆の保健
  - 十一 名所又は旧跡の風致の保存
- 2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
  - 3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
  - 4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。
- 第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。
  - 3 この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
  - 3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(指定又は解除の通知)

第三十三条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要がある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

2（5）（略）

6 前各項の規定は、都道府県知事による保安林の指定又は解除について準用する。この場合において、第一項中「告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない」とあるのは「告示しなければならない」と、第三項中「通知を受けた」とあるのは「告示をした」と、第四項及び前項中「通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

第三十三条の三 保安林の指定施業要件の変更については、第二十九条から第三十条の二まで、第三十二条第一項から第四項まで及び第三十三条の規定（保安林の指定に関する部分に限る。）を、保安林の指定施業要件の変更の申請については、第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定を準用する。この場合において、第二十九条及び第三十条の二第一項中「その保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る」とあるのは「その保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、第三十条（第三十条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と、第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「当該指定の目的及び当該保安林に係る」とあるのは「保安林として指定された目的及び当該変更に係る」と、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

（保安林における択伐の届出等）

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

2（略）

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2（略）

（指定）

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において

、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。  
4 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）

（民間事業者の選定等）

第三十六条（略）

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3・4（略）

○ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（特別会計）

第十三条 都道府県が、第三条第一項及び第二項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2（略）

（独立行政法人農林漁業信用基金による債務の保証）

第十七条 独立行政法人農林漁業信用基金は、独立行政法人農林漁業信用基金に出資している次に掲げる者（その者が第二号に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつて第一号に掲げる者を含む。）が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができる。

一 木材卸売業又は木材市場業を営む者で政令で定めるもの

二 前号に掲げる者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合